

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第38号

## 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に関して調査審議すること。		飯塚市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に関して調査審議すること。
	飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会	飯塚市介護保険施設等の公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について審議及び審査すること。		飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関する業者の選定について審議及び審査すること。
	飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関する業者の選定について審議及び審査すること。		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。